

令和8年度池田市子どもの多様な居場所づくり補助金 概要・手続きの流れ

市内でフリースクール等を運営する事業者で、様々な事情を抱える子どもたちを受け入れ、教育活動や体験活動等を通じて子どもが安心して過ごせる居場所の提供により、子どもの成長をサポートする費用の一部に対し補助を行います。

補助対象事業者

不登校児童生徒に対する支援を目的として、市内に施設又は活動拠点を設けており、2名以上の児童生徒を受け入れている事業者
※特定の宗教や政治活動を目的とした活動団体でないことなどが条件です。

補助対象事業要件

不登校児童生徒へ教育活動や体験活動を行っており、年間概ね90日以上児童を受け入れていること。
※本市から他の事業等を受託していないことなどが条件です。

※補助金の詳細は池田市子どもの多様な居場所づくり補助金交付要綱をご確認ください。

補助金の額

最大 35万円

交付申請期限

令和8年9月30日（水）

※予算上限に達した時点で、交付申請期間内であっても申請の受付を終了いたします。

補助金の対象となる費用

職員人件費、講師謝金、引率者旅費、教材印刷・購入費、消耗品費、体験活動費・実習費などフリースクール等の運営のためにかかった費用の2分の1以内の額

補助金交付手続きの流れ

①事前相談

補助金の活用をお考えの方は、補助要件に適合しているか池田市教育センター（池田市城山町3-45）まで
事前にお電話のうえ、ご相談ください。（072-751-4971）

②交付申請

補助の対象となる場合、子どもの多様な居場所づくり補助金交付申請書（様式第1号）と必要書類を教育センターへご提出ください。

※交付申請期限
令和8年9月30日

【必要書類】事業計画書（様式9号）、誓約書（様式10号）
収支予算書（様式11号）、事業団体構成員の名簿

③交付決定

交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定します。

④実績報告

補助事業終了または実績報告期日までに、子どもの多様な居場所づくり補助金実績報告書（様式第6号）と必要書類を教育センターへご提出ください。

【必要書類】事業報告書（様式12号）、収支決算書（様式13号）
領収書写し、補助事業の活動がわかる冊子、写真等

⑤交付確定

実績報告書の内容を審査し、補助金の交付を確定します。

⑥補助金交付

補助金額が確定後、子どもの多様な居場所づくり補助金請求書（様式第8号）を教育センターへご提出ください。
請求書のご提出後に補助金を交付致します。

【お問い合わせ先】池田市教育委員会 教育部 教育センター
住所：池田市城山町3-45 TEL：072-751-4971